

第 1 9 回小浜市農業委員会議事録  
(縦覧用)

と き 令和 3 年 1 2 月 2 7 日 (月) 午後 1 4 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

### 出席委員

	2番 松井和幸	3番 東清俊
	5番 松尾志信	
7番 福永吉孝	8番 河嶋幸男	9番 岡田昌樹
10番 西田尚夫		

### 欠席委員

1番 赤尾裕子		
4番 和田千代		

### 遅刻委員

6番 早俊夫		

出席事務局 田中事務局長、北村GL、奥村、田中

令和3年12月27日（月）午後14時00分小浜市役所3階302会議室において、第19回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第78号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第80号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第81号 現況証明申請について
- 議案第82号 小浜市農用地利用集積計画の承認について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

【議長】ただいまより第19回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

【事務局長】

<事務局長より12月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として2番 松井委員、3番 東委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、8番 河嶋委員、9番 岡田委員でした。

それでは、『議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたしますが、○番委員に関連する申請が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第10条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。○番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【8番委員】

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは○番委員に関連する案件について審議を行いますので、○番委員は退室してください。

<○番委員退室>

【議長】それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、○番委員に関連する案件について原案どおり決定させていただきます。○番委員は入室してください。

<○番委員入室>

【議長】それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第78号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【8番委員】

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

【議長】申請地の近くに車置いてあるのは、会社か何か？

【事務局】これは〇〇の社員寮の駐車場ですね。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第78号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』および『議案第80号 農地転用事業計画変更申請について』を上程いたしますが、議案第79号の8番と議案第80号については関連する案件でありますので、一括して説明を求めます。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【8番委員】

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

【5番委員】8番の案件なんですけれども、以前に出ていた計画を変えて、保養所兼貸別荘ということみたいなんですけど、これは保養所というのほどこかの企業の保養所になるのか、形を見ていくと、今はやりのグランピングかな、という気がするのですがそれを貸しだして使われるのか宿泊施設にするのか、ちょっとその辺りが確認したいんですが。

【事務局】保養所というのはこちら譲受人の会社、〇〇の保養所として使うと聞いております。ただ貸別荘の貸す先、相手というのは確認しておりません。以上です。

【9番委員】この〇〇という会社、ホームページを見たら若い人が多い会社の

ようです。

【5番委員】記憶のどこかにその会社名あるんですけど、そうですか。ここ、だっ広いところで何もなかったところですよ。そこが今こんなに荒れているのか、と思いました。多分、私が見た時点も十数年前の話でそのときも農地ではなかったように思います。有効的に利用されるのは一番いいことかなとは思いますが。

【議長】他にないですか。私から7番の一時転用ということで、これ土建業の方だと思いますけど、土は何か分かりますか。産業廃棄物とかそういう事業で出た分を入れるとかいうのはないですか。

【事務局】土については建設残土を入れるという風には聞いています。産業廃棄物を入れるということは聞いていません。どこから持ってくるのかということは、この〇〇という会社が市内各所に出した残土を持ってくるということです。特定の場所から持ってくるわけではないようです。

【議長】果樹を作るとなると作土がいると思う。そこのところがちょっと引っかかる。

【5番委員】作土ないですからね。

【議長】土建屋さんもどこかの田んぼを潰して作土を持ってくるかもしれませんが。そこはまた、しっかりと確認していかないといけないのかなという風に思います。

他に何かございませんか。

【議長】それではないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第79号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』および『議案第80号農地転用事業計画変更申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第81号 現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【8番委員】

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、申請を許可することに賛成の

方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第 8 1 号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第 8 2 号農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第 8 2 号農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして、『報告第 1 2 号合意解約の届出について』事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

【事務局長】

<事務局長来月の日程報告>

【議長】 他にないようでしたら以上をもちまして、第 1 9 回農業委員会を終了させていただきます。